

神ト協発第27号
令和3年4月28日

一般社団法人神奈川県トラック協会
会 員 各 位

一般社団法人神奈川県トラック協会
会 長 吉田 修一
経営改善委員会
委員長 江藤 博一

「標準的な運賃普及推進運動」の実施について（お知らせ）

会員各位におかれましては、平素、当協会の事業運営に多大なるご理解、ご協力、ご支援をいただきまして心より感謝を申し上げます。

さて、国土交通省では、昨年4月24日に「標準的な運賃」を告示したところですが、この告示は、働き方改革を進める上で必要なドライバーの賃金等の労働条件改善原資を確保するといった目的があり、貨物自動車運送事業法を改正して導入された制度であります。

当協会では、全日本トラック協会とも連携し、「標準的な運賃」について会員や荷主企業等に浸透を図るべく、会員向けにはセミナーを開催し、また、荷主向けには、全日本トラック協会から荷主企業に告示内容のチラシを配布したほか、当協会からは神奈川県下の荷主企業団体に同様のチラシを配布し、傘下企業への周知をお願いしたところであります。

こうしたなか、国土交通省によりますと、「標準的な運賃」を活用した運賃の変更届出は、コロナ禍もあって荷主との交渉が行いにくいといった影響も考えられますが、本年3月末現在で事業者全体の約9%に過ぎない状況とのことであります。

こうした状況を踏まえ、全日本トラック協会及び都道府県トラック協会では、別添のとおり国土交通省とも連携し、令和3年度を重点期間とする「標準的な運賃普及推進運動」を展開することと致しました。

当協会及び全日本トラック協会では、別添に記載の取組を順次実行してまいります。会員各位におかれましては、この運動にご理解をいただき、「標準的な運賃を活用した運賃変更届出」に積極的に対応いただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

(一社) 神奈川県トラック協会
事業部 業務課
TEL 045(471)8882

令和3年3月

「標準的な運賃」普及推進運動の実施について

1. 名称 「標準的な運賃」普及推進運動

2. 実施主体 国土交通省、（公社）全日本トラック協会、都道府県トラック協会
（北海道7地区トラック協会含む）

3. 趣旨

貨物自動車運送事業法の改正により、標準的な運賃の告示制度が導入され、令和2年4月に「標準的な運賃」が告示された。「標準的な運賃」の事業者への周知、届出等の促進を図るため、国土交通省、（公社）全日本トラック協会、都道府県トラック協会が連携を図り、「標準的な運賃」普及推進運動を実施する。

具体的には標準貨物自動車運送約款改正（平成29年11月）に伴う運賃料金変更届を提出した事業者と同等の数の事業者に「標準的な運賃」を届け出てもらうことを目標として、下記取り組みを重点的に実施する。

4. 運動実施期間 令和3年度～令和5年度（令和3年度を重点期間とする）

5. 取組策

①国土交通省

- ・荷主団体、荷主企業に対する周知・啓発
- ・都道府県トラック協会が開催する会議、セミナー等への講師派遣
- ・各種会議・行事等における周知・啓発
- ・届出状況の定期的な把握（月1回）

②（公社）全日本トラック協会、都道府県トラック協会

【会員事業者向け】

- ・全ト協・地ト協共催による「標準的な運賃」活用セミナーの開催
- ・全ト協・地ト協が実施する各種セミナー・会議等におけるパンフレット配布
- ・全ト協ホームページへの届出資料（運賃料金変更届、運賃料金適用方）作成ツールの提供
- ・Webを活用した情報提供（テキスト、計算シート、Q&Aなど）
- ・Yahoo!やGoogle等インターネットサイトへのWeb広告の掲載

- ・「今すぐわかる標準的な運賃」パンフレットの作成（適正化事業実施機関の巡回指導時等における配布）
- ・広報とらっくへの特集記事の掲載（「標準的な運賃」の概要・手続き・活用方法の紹介、活用している事業者の事例紹介等）
- ・地ト協独自の周知活動等に対する全ト協による財政的支援（独自の広告、リーフレットの作成）
- ・全ト協・地ト協における相談窓口の設置

【荷主・一般向け】

- ・全国紙等への広告掲載
- ・Yahoo!や Google 等インターネットサイトへの Web 広告の掲載
- ・荷主企業等への文書等の送付による交渉気運の醸成
- ・全ト協提供ラジオ番組『ドライバーズ・リクエスト』（TBS ラジオ系列全国ネット）による啓発
- ・地ト協独自の広報活動等の取り組みに対する全ト協による財政的支援

以上